

## 福島県南地域子どもの居場所ネットワーク人件費及び謝金等規程

制定：令和5年12月17日

改定：令和6年11月13日

### 第一条（目的）

この規程は、福島県南地域子どもの居場所ネットワーク（以下、当団体）の事業実施のため支払う人件費および謝金等について定めるものである。

### 第2条（人件費）

1. 当団体が直接実施する事業に係る人件費および謝金については、【別表1】【別表2】に定める額を上限とする。

2. 補助金・助成金その他の受託事業において、別途定められた単価基準がある場合は、当該基準を優先し、事業の実情および規程に応じて代表が別途定めることができる。

### 第3条（謝金）

1. 謝金の支払い対象者は以下に掲げるものとする。

1) ボランティア：子ども食堂、子どもの居場所活動に努めるもの

2) 専門講師：セミナー、講習会、研修会で講師を務める者、専門的立場から講師を務める者

2. 支払い額は【別表2】のとおりとする。ここに定めのないものは個別に設定する。

3. 講師、ボランティアスタッフの移動のための旅費については別表3による旅費規程に準ずることを原則とする。

### 第4条（証憑）

1. 支払いにあたっては領収書および内容を証する文書等を必要とする。

### 第5条（支払いの特例）

受託事業等を委託する団体が支給規程等を定めていないにもかかわらず、特別の事情により本規程に定める規程に基づかない謝礼等の支払いをする場合は、あらかじめ代表の承認を得るものとする。

### 第6条（所管）

事業に関わる謝金等の支払については、代表が所管する。

### 第7条（規格外事項）

この規程に定めのない事項は、代表が決定する。

### 第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、役員会において行う。

### 附 則

1. この規程は、令和5年12月17日から施行する。

2. 令和6年11月13日理事会にて【別表1】（人件費）時間単価改定。

3. 【別表3】（旅費・交通費）ガソリン代改定

【別表1】(人件費)

種別	月額単価
職員	160,000 円
臨時職員	80,000 円
時間単価	955 円

注) 実際の支給額は事業の予算および助成金等の規程により調整する。

【別表2】(謝金)

謝金	基本単価	4時間以上	8時間以上
ボランティア謝金	3,000 円	5,000 円	80,00 円
専門講師	8,000 円	10,000 円	20,000 円

注) 外部支援者の謝金について、対象者により上表に寄らない場合は別途契約のこと。

注) 金額は、所得税がかかる場合にあっては、所得税を源泉徴収する前の金額とし、消費税がかかる場合にあっては、消費税の額を含むものとする。

【別表3】(旅費・交通費)

種別	金額
旅費	実費
ガソリン代	1km あたり 15 円

注) 外部支援者の交通費について、上表に寄らない場合は別途相談のうえ決定する。

注) ボランティアスタッフの交通費に関しては、上限 2,000 円とする。